

## 諮問内容の解説について

今回諮問する内容としましては、市役所庁舎の電話機器に通話録音装置を導入するに当たり、個人情報である音声録音データの取扱い等の是非に関するものとなります。

詳細は、次のとおりです。

市役所庁舎の電話機器に通話録音装置を導入することに伴い、次の2点について、審議会の意見を聴くものです。

### 1 収集方法の制限に関すること

北本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項では、個人情報の収集方法について「収集の目的を明らかにして、当該個人から直接これを収集しなければならない。」と規定しています。

今回導入する通話録音装置は、市役所に電話がかかってきた場合には、「〇〇〇」という音声メッセージを流し、当該通話を録音している旨を明らかにすることができます。

一方で、市役所から電話をかけた場合には、音声メッセージは流れないまま、通話が録音される仕様です。

したがって、相手方に対し、録音している旨を明らかにすることができないものとなっています。

条例第8条第2項第5号では、相当の理由があるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことを要件として、個人情報の収集方法の例外を定めることができるとされています。

この規定により、本件を収集方法の原則の例外と認め、市役所から電話をかけた場合にも通話を録音してよいか、審議会の意見を聴くものです。

### 2 目的外利用等の制限に関すること

個人情報の目的外利用や外部提供については、条例第11条第1項の規定により、「本人の同意を得なければならない。」こととされています。

しかしながら、本人同意が得られない場合であっても、条例第1

1条第2項第1号から第3号までに該当するとき（捜査機関から公文書で提供依頼があったとき等）に限り、目的外利用や外部提供をすることができます。

しかし、突発の事件、事故等が発生した場合には、捜査機関が公文書を用意できないことも想定されます。

また、市役所から捜査機関に対して捜査を依頼する場合には、市役所から自発的に録音データを提供することができません。

条例第11条第2項第4号では、このような場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くことを要件として、個人情報の目的外利用や外部提供の例外を定めることができるとされています。

電話の通話内容が事件、事故等の解決に必要な証拠となり得る場合には、録音データの目的外利用や外部提供をすることについて、公益目的があると考えられます。

したがって、このような場合には、捜査機関の公文書がなくとも録音データを提供したり、市役所から自発的に提供してよいか、審議会の意見を聴くものです。